

請負工事成績評定基準の制定

第1 評定の方法

「請負工事成績評定要領（平成21年3月31日 国港技105号の2）」（以下、「要領」という。）要領第4第2項に規定する評定内容は、次の各号により行うものとする。

- 一 「工事成績」の評定は、別添1「工事成績評定実施基準」によるものとする。

なお、共同企業体の構成員によって異なる指名停止等の措置をとった場合は、法令遵守等の減点を構成員毎に行うものとする。

- 二 「工事技術的難易度」の評定は、別添2「工事技術的難易度評価実施基準」によるものとする。

第2 評定結果の記録

要領第4第2項に規定する評定表等への記録は、次の各号により行うものとする。

- 一 「工事成績」は、別添1「工事成績評定実施基準」の別記様式第1に記録するものとする。

- 二 「工事技術的難易度評価表」は、別添2「工事技術的難易度評価実施基準」の別記様式第1に記録するものとする。

第3 評定結果の通知

要領第8及び第9の規定に基づく通知（以下「評定通知」という。）は、次により行うものとする。

- 一 「工事成績」「工事技術的難易度」に係る評定結果の通知は、別紙第1-1「請負工事成績評定通知書」により通知するものとする。

なお、共同企業体の構成員によって異なる指名停止等の措置をとった場合の「工事成績」に係る評定結果の通知は、別紙第1-2「請負工事成績評定通知書」により構成員毎の評定点を記入して通知する。

第4 評定結果の説明請求に対する回答

要領第10及び第11の規定に基づく説明請求等の回答（以下、「評定説明」という）は、次により行うものとする。

- 一 「工事成績」「工事技術的難易度」に係る評定説明は、別紙第2「請負工事成績評定に係る説明書（回答）」及び、別紙第3「請負工事成績評定に係る再説明書（回答）」により、回答するものとする。

- 二 要領第10の第3項に規定する委員会とは、別途定める「請負工事成績評定評価委員会規則」及び「事務所請負工事成績評定評価委員会規則」に基づき設置された「請負工事成績評定評価委員会」及び「事務所請負工事成績評定評価委員会」とする。

- 三 要領第11の第2項に規定する委員会とは、別途定める「請負工事成績評定審査委員会規則」に基づき設置された「地方整備局工事成績評定審査委員会」とする。

(別紙第2)

国〇整〇〇第 号
平成 年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 殿

〇〇地方整備局(局長、副局長、次長)
〇 〇 〇 〇 印
又は 〇〇地方整備局
〇〇事務所長
〇 〇 〇 〇 印

請負工事成績評定に係る説明書(回答)

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職(注:事務所長からの場合は、「〇〇地方整備局(局長、副局長、次長)」と記載する。)に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は 〇〇地方整備局で別途に設けられた地方整備局工事成績評定審査委員会の審議を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1 工事名 〇 〇 〇 〇 工 事

2 疑問に対する回答

3 送付先

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地

国土交通省〇〇地方整備局 (担当) 官 宛

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇

5 手続き等の問い合わせ先

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地

国土交通省〇〇地方整備局 港湾空港部 (担当) 課 (担当) 係

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇

(別紙第3)

国○整○○第 号
平成 年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 殿

○○地方整備局（局長、副局長、次長）
○ ○ ○ ○ 印

請負工事成績評定に係る再説明書（回答）

平成 年 月 日付で貴社から再説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工事名 ○ ○ ○ ○ 工事

2 疑問に対する回答